

議案第4号

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例の制定について

海老名市立障がい者地域活動センター設置条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

障がい者の自立を支援し、福祉の増進を図るための施設として、新たに海老名市立障がい者地域活動センターを設置したいため

## 海老名市立障がい者地域活動センター設置条例

### (目的)

第1条 この条例は、海老名市立障がい者地域活動センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (名称等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海老名市立障がい者地域活動センター	海老名市社家二丁目16番25号

2 センターの愛称は、「よつば」とする。

### (事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する事業
- (2) 総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業
- (3) 総合支援法第77条の2第1項各号に掲げる事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

### (指定管理者による管理)

第4条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、当該センターの管理を行わせることができる。

### (管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う。

- (1) センターの施設及び附属設備等（以下これらを「施設等」という。）の維持

## 管理に関する業務

- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる事業
- (3) その他センターの管理に関して市長が必要と認める業務  
(公募及び申請)

第6条 市長は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募する。ただし、センターの設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

2 前項の団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に、センターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、申請者がいないときは、再度公募を行うことができる。

（選定の方法及び基準）

第7条 市長は、申請者のうち次に掲げる選定基準を満たすものの中から、センターの管理を行わせるに最も適当と認める申請者を指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

- (1) 事業計画書が、第3条第2号から第4号までに掲げる事業におけるサービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）に係るサービスの向上を図る内容であること。
- (2) 事業計画書が、センターの効用を最大限に発揮し、管理に係る経費の縮減を図る内容であること。
- (3) 申請者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準

2 議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人になることができない。

3 市長は、候補者がいないときは、再度公募を行うことができる。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定により候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再び、他の申請者を候補者として選定することができる。

(1) 候補者の事情により指定管理者の指定を受けることが不可能になったとき。

(2) 新たに判明した事実により、センターの管理を行うことが不相当と認められたとき。

(議会の議決)

第10条 市長は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経た後に、指定管理者を指定するものとする。

(指定管理者の指定の公告)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。

(2) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 市長は、第10条の規定により指定した指定管理者とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書に関する事項

(2) 管理経費に関する事項

(3) 指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報保護に関する事項

(4) 事業報告書に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止命令に関する事項

(6) 施設等の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項

(7) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次項に定める事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。ただし、年度途中において、第15条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者の指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度における当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 当該年度の管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 当該年度の利用料金の収入の実績

(3) 当該年度の管理経費の収支状況

(4) その他市長がセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し管理業務及びそれに係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責に帰すべき理由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による指定の取消し又は停止命令により指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責を負わない。

(開館時間等)

第16条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て開館時間を一時的に変更することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第3条第2号から第4号までに掲げる事業の実施時間について、前項に規定する開館時間内で別に定めることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、開館時間を一時的に変更することができる。  
(休館日)

第17条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 海老名市の休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条第1項に規定する日

(2) その他市長が定める日

2 市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第18条 サービス利用者は、指定管理者から第3条第2号から第4号までに掲げる事業におけるサービスの提供を受けたときは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の収入)

第19条 前条に規定する利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用の申請等)

第20条 センターの多目的室を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申

請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは利用を承認するものとする。この場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、当該利用の承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とした催し等を行うおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の変更等)

第22条 第20条第2項の規定による承認（以下「利用承認」という。）を受けた者（以下「多目的室利用者」という。）は、当該利用承認を受けた利用内容を変更し、又は中止しようとするときは、指定管理者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利用承認を取り消し、若しくは利用を中止させ、停止させ、又は制限することができる。

- (1) 多目的室利用者が、この条例又は規則等に違反したとき。
- (2) 多目的室利用者が、第21条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用承認を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは変更を命ずることが必要であると認められたとき。

- 2 前項に規定による利用承認の取消し等により多目的室利用者に損害が生じても、指定管理者はその責を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第24条 多目的室利用者は、利用に係る権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

(原状回復の義務)

第25条 指定管理者は、当該指定管理者に係る指定の期間が満了したとき、又は第15条第1項の規定により指定を取り消されたとき、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、管理を行わなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 多目的室利用者は、その利用を終了し、又は中止したときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第26条 指定管理者、サービス利用者又は多目的室利用者が、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者及びセンターの管理業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の主旨を十分尊重し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び従事者は、センターの管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後においても同様とする。

(市長による運営管理)

第28条 第20条から第24条まで、第25条第2項及び第26条の規定は、市長がセンターの運営管理を行う場合について準用する。この場合において、これらの

規定（第26条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「承認」とあるのは「許可」と、「多目的室利用者」とあるのは「多目的室使用者」と、第26条中「指定管理者、サービス利用者又は多目的室利用者」とあるのは「サービス利用者又は多目的室使用者」と読み替えるものとする。

（委任）

第29条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。